高額介護サービス費の申請方法について

申請者は原則として「被保険者本人」です。
※被保険者本人が死亡しておられる場合は、相続人が申請者となります。

松江市介護保険課　給付係
電話：0852-55-5933

◆提出書類　**①「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」**

本書裏面の記入例を参照のうえで記入してください。

②「委任状」 ※下記に該当する場合のみ

被保険者本人名義でない口座（ご家族名義の口座など）へ振り込む場合は、委任状の提出が必要です。
※被保険者本人が死亡しておられる場合で、相続人名義の口座へ振り込む場合は提出不要です。

◆口座振込日　**申請受付月の翌月末（予定）**

※毎月25日までに申請受付したものは翌月末、25日を過ぎたものは翌々月末に支給します。
※支給が決定したら、支給月の下旬に支給日をお知らせする通知を発送します。

◆提出先　**松江市役所介護保険課　または　各支所市民生活課**

郵送で提出の場合：〒690-8540　島根県松江市末次町86番地　松江市介護保険課給付係あて

ご注意

★いちど「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を提出していただくと、「対象年月」以後の申請手続きは不要となり、支給対象となった対象年月分のみ自動的に振り込まれます。

★支給金額は指定口座に継続的に振り込まれますので、口座を変更する場合は、すみやかに 「口座変更届」をご提出ください。（口座変更届は市役所窓口にあります）

★介護サービス利用月の翌月から2年経過すると、時効により支給をうけることができなくなります。

高額介護（介護予防）サービス費のしくみ

「高額介護（介護予防）サービス費」は、1か月に利用した介護サービス費（注1）の利用者負担（1割～3割負担の合計額）が下記の限度額を超えた場合に、申請により差額を払い戻す制度です。

・同じ世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯全体の利用者負担が上限額を超えた場合に支給されます。
・上限額は、対象月初日の世帯課税状況（利用者負担段階）により判断されます。
・所得の申告をしていない場合は、支給されないことがあります。

（注1）在宅サービス、施設サービスともに対象となります。
ただし、居住費・食費・日常生活費・福祉用具購入費・住宅改修費などは対象となりません。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
同一世帯内に課税所得690万円以上 （年収約1,160万円以上）の65歳以上の方がいる世帯	世帯：140,100円
同一世帯内に課税所得380万円以上690万円未満 （年収約770万円以上約1,160万円未満）の65歳以上の方がいる世帯	世帯：93,000円
同一世帯内に課税所得145万円以上380万円未満 （年収約383万円以上約770万円未満）の65歳以上の方がいる世帯	世帯：44,400円
一般世帯（市民税課税世帯で、上記の区分以外の世帯）	世帯：44,400円
市民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯：24,600円
市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計（注2）が年間82万6千5百円以下の方 （令和7年8月サービス利用分から令和8年7月サービス利用分までは「年間80万9千円以下」） （令和6年8月サービス利用分から令和7年7月サービス利用分までは「年間80万円以下」） （注2）課税年金は老齢退職年金等であり、遺族年金や障害年金は含みません。 老齢福祉年金の受給者	個人：15,000円
生活保護受給者の方 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人：15,000円 世帯：15,000円